日本医学会分科会 事務局御中

日本医学会

「医療法第6条の第11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」 の一部改正について(周知依頼)

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます.

さて、令和4年12月7日付にて、厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室より、別添の通り、「医療法第6条の第11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」の一部改正につきまして、周知依頼がございましたので、貴会の会員各位に周知の程よろしくお願いします。

なお、関連 URL は下記の通りです.

○法令・通知等(医療安全対策)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03125.html

なお,詳細は,厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室(担当:清水氏,電話:03-5253-1111(内2580))にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます.

本件の担当 日本医学会事務局 高橋 Tel 03·3946·2121 (内 4260) Fax 03·3942·6517